○私有道路を市道認定する基準

(平成28年3月24日 副 市 長 決 裁] 最近改正 平成29年3月27日

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、現に存する私有道路を道路法(昭和27年法律第180号。以下この基準において「法」という。)第2条第1項で定義される「道路」にするため、法第8条の規定に基づき路線認定した後、法第18条の規定に基づき区域決定及び供用開始をすることについて必要な事項を定めることにより、市道認定の要望と私有財産との調整及び市道認定事務の適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 公道 法第3条第2号、第3号及び第4号に規定する一般国道、道道及び市町村道をいう。
 - (2) 私有道路 前号以外の現に存する道路でその道路に沿って家屋が連たんし、地域の生活 道路として一般通行の利用に供されているものをいう。
 - (3) 路線認定 法第8条の規定に基づき市長が路線を認定すること及び法第10条の規定に基づき市長が路線を変更することをいう。
 - (4) 区域決定 法第18条第1項に基づき道路管理者(市長)が遅滞なく道路の区域を決定し、これを公示することをいう。
 - (5) 供用開始 法第18条第2項に基づき道路管理者(市長)が道路の供用を開始する旨を公示することをいう。
 - (6) 市道認定 路線認定、区域決定、供用開始まで事務手続きを完了することをいう。 第2章 基準

(市道認定の条件)

- 第3条 私有道路の市道認定は申請者の申請に基づき、その事務手続きを開始する。
- 2 市道認定を要望する者(以下「要望者」という。)は次の各号に掲げる事項を承諾し、要望者をして道路用地の寄附者ほか私有道路に隣接する土地の所有者などの関係者に当該事項を 説明の上全員の承諾を得た場合に、市道認定申請をすることができる。
 - (1) 道路用地は市に寄附しなければ市道認定できないこと。
 - (2) 道路用地と私有地の境界が明確でなければ市道認定できないこと。
 - (3) 測量の結果、用地の確定ができない等、この基準を満たさない場合は市道認定できないこと。

(市道認定の対象)

- 第4条 市道認定する私有道路の現況は、市街化区域に存し、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。
 - (1) 一般通行の用に供され、安全かつ円滑な通行ができる私有道路であること。
 - (2) 起点及び終点が公道に接続する私有道路並びに一端が公道に接続し、他の一端が特に必要と認めた地域に接続する私有道路であること。ただし、他の一端が公道ではないことについてやむを得ない事情があり、かつ、第6条に定めるものはこの限りでない。
 - (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第2号、第3号及び第5号の道路である私有道路であること。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。
- 2 市道認定する私有道路の道路用地は、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。
 - (1) 道路用地は寄附とすること。
 - (2) 道路用地と私有地の境界が明確であること。
- 3 この基準に定める、前項第1号を除く条件を満たしている場合で、次の各号に該当すると きは市道認定することができる。
 - (1) 寄附がないことに相当の理由があり、地上権設定(様式4・5) 又は土地使用貸借契約 (様式6) の同意がある場合
 - (2) 寄附の意思はあるが分筆できない相当の理由があり、土地使用貸借契約(様式6)の同意がある場合
- 4 他法令等との関係から市道認定が不適当と判断される私有道路は、この基準に適合する場合であってもその対象から除く。

(道路の構造)

- 第5条 市道認定する私有道路の構造は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 幅員(現道幅員及び用地幅員。以下同じ。)は8m以上であること。ただし、既成市街地に存在し、家屋が連たんし、専ら当該地域の関係者に利用され、拡幅が困難と思われる場合は、4m以上とすることができる。
 - (2) 路面排水施設を備えているか、又は路面排水ができるような形状であること。
 - (3) 路面状態は、通行に支障がない程度であること。
 - (4) 形状は階段状でないこと。ただし、その形状が緊急の際の避難用通路又は歩行者のための連絡用通路として通行の安全上、支障がないと認められるものはこの限りではない。
 - (5) 必要に応じ擁壁又は法面を有すること。
 - (6) 極端に屈曲していないこと。
 - (7) 交差や接続部等については、原則として幅員に応じて隅切りを有すること。ただし、当該箇所の隅切りについて寄附等がなく確保できない場合で、道路管理上支障がないと認めた場合又は歩道を有する既存道路に接続する場合については、隅切りはなくても市道認定できる。また、前条第1項第2号で定める公道との接続部の長さは、本項第1号の幅員に準ずる。
 - (8) 私有道路上には建築物及びこれに類する支障物件がないこと。ただし、支障物件がある

ときは、安全かつ円滑な通行ができると認めた場合に限り、その突出部分が幅員の10分の 1以内で、かつ、市道認定に伴う支障物件の取扱いに関する確約書(様式7)の提出がある場合は、市道認定できる。

- (9) 縦断勾配は9%以下であること。ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合は、12%とすることができる。
- 2 前項第9号の勾配が12%を超えるものであっても、地形等によりやむを得ないと認められ、 次の各号の全ての条件に合致する場合は市道認定できる。
 - (1) 前項第9号の勾配に改良することが不可能であること。
 - (2) 最急勾配20%以下であること。
 - (3) 相当数の家屋が連たんして建築されていること。
 - (4) 幅員及び構造から、通行の安全上、支障がないと判断できること。
 - (5) 周囲の状況から、通行の安全上、支障がないと判断できること。
- 3 市長は、市道認定に際し、公安委員会の意見を参考に、次に掲げる条件のうちから必要と 認めた条件を付することができる。
 - (1) 安全標識(道路認定課が指示するもの)を設置すること。
 - (2) スベリ止め用砂箱を設置すること。
 - (3) 通行制限を行うこと。
 - (4) 待避スペースを確保すること。
 - (5) その他

(行止り道路の市道認定)

- 第6条 前2条に定めるもののほか、次の各号の一に該当する場合は、行止り道路であっても 市道認定できる。
 - (1) 幅員が6m以上の場合
 - (2) 延長が35m以下の場合
 - (3) 幅員が6m未満で延長が35mを超えるものは、終端に自動車の転回広場用地 (7m×8 m程度で当該道路部分との重複も可とする。以下同じ。) として寄附申出があり、かつ、区間35m以内ごとに自動車の転回広場用地として寄附申出がある場合、又はこれに準じる申出がある場合。ただし、やむを得ない事由により用地寄附等ができないときは、当該私有道路に接する門前空間地等の所有者など関係者全員の使用承諾を得ること。
 - (4) 幅員が6m未満で延長が35mを超えるもののうち、終端に自動車の通行に支障のない幅 員4m以上の建築基準法第42条第1項第2号、第3号及び第5号の避難通路がある場合
 - (5) 幅員が6m未満で延長が35mを超えるもののうち、終端に公園、広場、河川、学校、停車場等、公共施設又は公共的施設の敷地内に自動車の転回広場用地を設置してある場合 (市街化調整区域内の私有道路の取扱い)
- 第7条 市街化調整区域内の私有道路は、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当する場合に 市道認定することができる。
 - (1) 建築基準法第42条第1項第2号、第3号及び第5号の道路で次のいずれかの条件に該当

するもの。

- イ 家屋の連たん率10%以上である私有道路
- ロ 集落(戸数10戸を標準とする)と公道を接続する私有道路
- (2) 公共、公益上認定することが特に必要と認めた私有道路
- 2 前3条の規定は、市街化調整区域内の私有道路の取扱いについて準用する。この場合において、第4条第1項中「市街化区域」とあるのは「市街化調整区域」と読み替えるものとする。

第3章 事務の流れ

(市道認定事務の流れ)

- 第8条 私有道路を市道認定する事務の流れは、法の定める手続き及び第1条の規定から、次の各号の順序に基づかなければならない。
 - (1) 事前相談
 - (2) 測量前調査
 - (3) 適否の検討及び回答
 - (4) 申請書の提出
 - (5) 測量
 - (6) 権原の取得
 - (7) 議会の議決
 - (8) 路線認定
 - (9) 区域決定
 - (10) 供用開始

(事前相談)

- 第9条 市道認定の要望者は、初めに、市長に対して事前相談を行うものとする。
- 2 前項の場合、市長は第3条第2項に規定する市道認定の条件及び前条に規定する市道認定事務の流れのほか必要な事項を要望者に説明する。

(測量前調査)

- 第10条 市長は、前条に定める事前相談を受け、必要な場合は、次の各号に掲げる調査を行う ものとする。
 - (1) 基本的条件の適否に関する権利関係等の調査
 - (2) 占用物件の有無及び市道認定後の管理の可否に関する現地調査

(適否の検討及び回答)

第11条 市長は、事前相談及び測量前調査で判明した内容の範囲において、この基準に適合しているか否かを判断し、要望者に対し、その結果を回答する。

(申請書の提出)

第12条 前条で定める回答がこの基準に適合していると判断された場合、要望者は申請者として、市長に対し市道認定申請書(様式1)(以下「申請書」という。)を提出することができる。

- 2 前項の申請書に添付する書類は次のとおりとする。
 - (1) 寄附書(様式2-1・2-2)
 - (2) 登記原因証明情報兼登記承諾書(様式3-1·3-2)
 - (3) 印鑑証明書
 - (4) 土地登記簿謄本(寄附用地筆ごと)
 - (5) 地番図
 - (6) 地積測量図
 - (7) その他市長が必要と認めた書類
- 3 申請書提出後の事務の中で、当該私有道路を市道認定できない状況が明らかになった場合、 市長は、理由を示して申請を却下し、申請書類一式を申請者に返還する。
- 4 本市の責めに帰することができない事由により事務の進捗が認められず、市道認定申請から5年間経過してもなお、路線認定に至らなかった場合、市長は、申請が取り下げられたものとみなすことができる。

(測量)

- 第13条 前条で定める申請書類一式が不備なく提出された場合、道路用地と私有地との境界を明確にするため、市長は測量を実施しなければならない。ただし、既に市長が必要とする測量成果が存する場合はこの限りでない。
- 2 市長は、前項で実施した測量に基づき、この基準に定める市道認定に必要な条件を審査する。
- 3 前項の審査に基づき市長が必要と認めた場合、申請者は、第3条第2項で承諾した内容に 関する関係者の意見調整をする。

(権原の取得)

- 第14条 市長は、第13条の測量の成果に基づき、市道認定に支障がないと判断した場合、第12 条第2項の提出書類を用いて、道路用地の所有権移転登記を実施する。
- 2 第12条第2項で定める申請書の提出後、前項の所有権移転登記までの間に、道路用地に売買、相続等が発生し権利者が変更した場合、申請者は当該道路用地の所有権移転登記に必要な書類を再提出しなければならない。

(議会の議決)

第15条 市長が路線認定をしようとする場合は、あらかじめ市議会の議決を経なければならない。

(路線認定)

第16条 市長は、前条の議会の議決後、路線認定する。

(区域決定)

第17条 道路管理者(市長)は、前条の路線認定後、区域決定する。

(供用開始)

第18条 道路管理者(市長)は、前条の区域決定後、供用開始する。

第4章 補則

(補則)

第19条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、建設局長がその都度定める。

附則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。